

# 告示

## 埼玉県選管告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
久喜総合文化会館	埼玉県久喜市下早見 百四十番地	株式会社 ケイミックス	大ホール 千二百十八人 小ホール 三百八人 会議室、研修室 九十六人 和室 二十四人 広域文化展示室 百八十八人 視聴覚室、研修室 五十四人
久喜市菖蒲文化会館	埼玉県久喜市菖蒲町 菖蒲八十五番地一	株式会社 ケイミックス	文化ホール 四百八十八人 会議室 五十四人 多目的室 百十人
久喜市栗橋文化会館	埼玉県久喜市伊坂 五百五十七番地	株式会社 ケイミックス	文化ホール 四百七十六人 音楽室 三十二人 会議室 九十人 視聴覚室 八十人 和室 二十四人